7　情報管理室に、室長を置く。
8　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析に関すること。
二　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告等に関すること。
9　情報分析室に、室長を置く。
10　情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に係る情報に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
11　広報・報道審査官は、命を受けて、広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。
12　評価専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策及び業務の実施状況に関する事項についての調査、評価及び連絡調整に関する事務を行う。

第六条及び第七条を削る。

第八条の見出しを「（管理官及び地方企画調整官）」に改め、同条第一項中「地方農政指導官、管理官、人事企画調整官及び経理指導官それぞれ一人」を「管理官一人及び地方企画調整官九人」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に関する重要事項（地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事管理に関するものを除く。）についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第八条第四項及び第五項を削り、同条を第六条とする。

第九条から第十条までを削る。

第十一条の見出しを「（国際戦略室並びに国際専門官及び国際交渉官）」に改め、同条第一項中「対外政策調整室及び」を「国際戦略室並びに」に、「五人」を「六人及び国際交渉官一人」に改め、同条第二項中「対外政策調整室」を「国際戦略室」に、「連絡調整」を「調整」に改め、同条第三項中「対外政策調整室」を「国際戦略室」に改め、同条に次の一項を加える。

5　国際交渉官は、農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第十一条を第七条とする。

第十二条の見出し中「上席国際交渉官」の下に「、国際農業機関調整官」を加え、同条第一項中「四十三人」を「二十三人」に、「九人」を「五人」に、「一人及び」を「二人、国際農業機関調整官一人及び」に改め、同条第三項中「農林水産省の所掌事務に係る物資についての国際協定に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る事項」を「次に掲げる事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）について」に改め、同項に次の各号を加える。

一　多数国間の国際機関及び国際会議に関する事項
二　農林水産省の所掌事務に係る物資についての国際協定に関する事項

第十二条第五項中「（農林水産省の所掌事務に係る物資についての国際協定に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るもの及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国際農業機関調整官は、多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

第十二条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際専門官及び国際交渉官）

第九条　国際地域課に、国際専門官三十一人及び国際交渉官六人を置く。

2　国際専門官は、命を受けて、国際地域課の所掌事務に関し国際部長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整、研究及び指導に関する事務を行う。

3　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事項についての交渉に関する企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
一　二国間の経済上の連携に関する事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）
二　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事項（前条第三項第一号に掲げるものを除く。）

第十三条から第十四条の二までを削る。

第十四条の三の見出し及び同条第一項中「会計専門官」を「総務・会計専門官」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第十四条の三を第十条とする。

第十四条の四第一項中「一人」を削り、「二人」を「それぞれ一人」に改め、同条第五項中「、命を受けて」を削り、同条を第十一条とする。

第十四条の五第一項中「六人」を「四人」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の六第一項中「四人」を「三人」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出しを「（審査室、行政監察室及び会計監査室並びに検査評定調整官、行政監察官、会計監査官及び検査調整官）」に改め、同条第一項中「調整課」を「調整・監察課」に、「検査評定調整官」を「審査室、行政監察室及び会計監査室並びに検査評定調整官二人、行政監察官十六人、会計監査官十人及び検査調整官」に改め、同条第二項中「検査評定調整官は」の下に「、命を受けて」を、「いう」の下に「。第十一項において同じ」を加え、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2　審査室は、検査報告書、行政監察報告書及び会計監査報告書の審査に関する事務をつかさどる。
3　審査室に、室長を置く。
4　行政監察室は、農林水産省の行政の監察（第九項及び第十一項において「行政監察」という。）に関する事務（審査室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　行政監察室に、室長を置く。
6　会計監査室は、農林水産省の所掌に係る会計の監査（第十項及び第十一項において「会計監査」という。）に関する事務（審査室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
7　会計監査室に、室長を置く。

第十五条に次の三項を加える。

9　行政監察官は、命を受けて、行政監察に関する事務（行政監察報告書の審査に関することを除く。）を行う。
10　会計監査官は、命を受けて、会計監査に関する事務（会計監査報告書の審査に関することを除く。）を行う。
11　検査調整官は、職員の人事管理に関する重要事項並びに協同組合等検査、行政監察及び会計監査に関する職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「八十九人」を「百二十七人」に、「五人」を「七人」に、「十人」を「十八人」に、「一人」を「二人」に改め、同条第五項中「検査情報分析官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条を第十五条とする。

第十七条の見出しを「（総務・会計専門官）」に改め、同条第一項中「会計専門官一人及び管理官三人」を「総務・会計専門官一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。